

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：羽曳野市水道事業会計

事業名	末端給水事業		
事業開始年月日	昭和2年3月2日	地方公営企業法の適用・非適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 非適用
団体名	大阪府羽曳野市	職員数 (H22. 4. 1現在)	36名
構成団体名			
健全化判断比率の状況	<input type="checkbox"/> 財政再生基準以上 <input type="checkbox"/> 早期健全化基準以上 <input type="checkbox"/> 経営健全化基準以上		
	計画期間：		

注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。

2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。

3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

4 「職員数」欄には、平成22年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。

5 「健全化判断比率の状況」欄については、繰上償還を実施しようとする年度において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックすること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

2 財政指標等

資本費	74.9 (H21年度)	財政力指数	0.605 (H22年度)
資金不足比率（健全化法）（％）	（年度）	財政力指数（臨時債振替前）	（年度）
経常収支比率（％）	97.2 (H21年度)	実質公債費比率（％）	9.2 (H21年度)
		将来負担比率（％）	150.3 (H21年度)

注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。

この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告（又は報告を予定している）数値を記入すること。

なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。

また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。

2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないよう留意すること。

3 財政力指数（臨時債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。

4 「資金不足比率（健全化法）」欄には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。

5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成〇年〇月〇日 合併前市町村：]

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にレを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	羽曳野市水道事業財政健全化計画
計画期間	平成19年度～平成26年度
計画策定責任者	羽曳野市水道事業 羽曳野市長 北川 嗣 雄
既存計画との関係	平成18年3月に策定した集中改革プラン（H17～21年度）をローリングし、平成26年度までの計画とする。
公表の方法等	当初計画（平成19年度～平成23年度）は、平成20年3月議会の本会議において、繰上償還の補正予算案提案時に説明した。また、市ホームページ及び市役所情報公開コーナーに掲載、配架し、広く市民への周知を図っている。
基本方針	計画延長についても、議会への説明、公表は、同様とする。
	安全な水の供給を基本とした、効率的な施設整備や維持管理をすることにより、経費の節減を図るとともに、料金収入の減少を補うための徹底したコスト縮減対策を強化し、経営の健全化を図る。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：千円)

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 6.5%未満	合 計	
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧簡保：年利6.5%以上 6%未満		
				うち年利7%以上		
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	173,808.7	90,844.8	270,300.5	0	534,954.0
	補償金免除額	27,235	22,573.8	75,814.0		125,622.8
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額					
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	26,049.8	23,946.3	99,953.2	0	149,949.3

- 注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所にて予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。
- 2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること(なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。)

6 平成22年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成22年度末残高)	合 計	
				うち年利7%以上		
公 営 企 業 債	水道事業	173,808.7	90,844.8	270,300.5	0	534,954.0
合 計 (A)		173,808.7	90,844.8	270,300.5	0	534,954.0
※上記のうち (再掲) (一般会計負担分)						
合 計 (B)						
公営企業で負担するもの (A)-(B)		173,808.7	90,844.8	270,300.5	0	534,954.0

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成22年度末残高)	合 計	
				うち年利7%以上		
公 営 企 業 債						
合 計 (A)						
※上記のうち (再掲) (一般会計負担分)						
合 計 (B)						
公営企業で負担するもの (A)-(B)						

【旧公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成22年度末残高)	合 計	
				うち年利7%以上		
公 営 企 業 債	水道事業	26,049.8	23,946.3	99,953.2	0	149,949.3
合 計 (A)		26,049.8	23,946.3	99,953.2	0	149,949.3
※上記のうち (再掲) (一般会計負担分)						
合 計 (B)						
公営企業で負担するもの (A)-(B)		26,049.8	23,946.3	99,953.2	0	149,949.3

- 注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成22年度末以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。
- 2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。
- 3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの(一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等)も含むが、その場合には、それらを「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。
- 4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰出金を記入するものではない。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>本市の財政状況について、収益的収支は料金改定・水道料金への消費税転嫁等により、平成11年度から10年連続の黒字決算となっており、平成21年度の利益剰余金は440百万円を有しているものの、人口の停滞や節水型社会への移行等による水需用の減少により、今後の料金収入の大幅な増加は見込めない状況下にある。また、建設改良事業については、過去の借入依存体質からの脱却を図るために、平成11年度以降は企業債の借入を抑制しているが、平成21年度から着手している7箇年継続事業である「第5次水道施設整備事業」においては、ある程度の企業債の発行は避けて通れないと考えている。</p>
経営課題	<p>課 題 ① 補てん財源の確保</p> <p>収益的収支は10年連続して純利益を計上し、黒字経営となっているものの、当市は近隣7市の中で流動性が低く、今後の老朽化した施設更新・建設改良のための補てん財源の確保が課題となっており、さらなるコストの削減が必要である。</p>
	<p>課 題 ② 人材の確保</p> <p>事務の委託化が進み、技術職員が減少し、直接業務に携わる機会が少なくなっている現状にある。さらに、平成22年度からの5年間で正規職員の44%が定年退職となる。</p> <p>新規採用者も例年抑制されており、このままでは水道事業そのものが立ち行かなくなる恐れもあり、危機管理の観点からも、知識・技術等の継承できる人材の確保は重要課題である。</p> <p>なお、給水人口10万人以上の自己水を持つ近隣市でも、羽曳野市の水道事業は、職員数が一番少ない。</p>
	<p>課 題 ③</p>
	<p>課 題 ④</p>
	<p>課 題 ⑤</p>
留意事項	

- 注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。
- 2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。
- 3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。
- 4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(単位:百万円, %)

年 度		平成17年度 (計画前5年度) (決 算)	平成18年度 (計画前4年度) (決 算)	平成19年度 (計画前3年度) (決 算)	平成20年度 (計画前々年度) (決 算)	平成21年度 (計画前年度) (決 算 見 込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	21	44					200	400	330	234
	資本費平準化債										
	2. 他 会 計 出 資 金										
	3. 他 会 計 補 助 金										
	4. 他 会 計 負 担 金	2	3			2	3	1	1	1	1
	5. 他 会 計 借 入 金										
	6. 国 (都 道 府 県) 補 助 金										
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金										
	8. 工 事 負 担 金	777	363	328	341	197	518	326	326	326	326
	9. そ の 他										
	計 (A)	800	410	328	341	199	521	527	727	657	561
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)										
	純 計 (A)-(B) (C)	800	410	328	341	199	521	527	727	657	561
	1. 建 設 改 良 費	1,986	603	594	483	416	1,264	882	1,348	1,214	1,150
	うち職員給与費	80	70	67	60	66	72	72	72	72	72
	2. 企 業 債 償 還 金	306	335	942	175	178	552	249	325	98	101
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金										
4. 他 会 計 へ の 支 出 金											
5. そ の 他											
計 (D)	2,292	938	1,536	658	594	1,816	1,131	1,673	1,312	1,251	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	1,492	528	1,208	317	395	1,295	604	946	655	690	
補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	1,438	520	702	312	387	846	533	552	568	587
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額			495			417	47	347	47	
	3. 繰 越 工 事 資 金										
	4. そ の 他	54	8	11	5	8	32	24	47	40	37
計 (F)	1,492	528	1,208	317	395	1,295	604	946	655	624	
補てん財源不足額 (E)-(F)											66
他 会 計 借 入 金 現 在 高 (G)											
企 業 債 現 在 高 (H)	4,117	3,826	2,884	2,709	2,531	1,979	1,930	2,005	2,237	2,370	

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

年 度		平成17年度 (計画前5年度) (決 算)	平成18年度 (計画前4年度) (決 算)	平成19年度 (計画前3年度) (決 算)	平成20年度 (計画前々年度) (決 算)	平成21年度 (計画前年度) (決 算 見 込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
収 益 的	収 支 分	1	1	1	1	1					
	うち基準内繰入金	1	1	1	1	1					
	うち基準外繰入金										
資 本 的	収 支 分	2	3			2	3	1	1	1	1
	うち基準内繰入金	2	3			2	3	1	1	1	1
	うち基準外繰入金										
合 計		3	4	1	1	3	3	1	1	1	1

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)										
料金回収率※ (%)	101.2	103.0	103.7	105.0	97.0	103.7	101.2	99.2	107.8	108.8
資本費 (円又は%)	83.9	83.3	81.0	75.8	74.9	73.1	78.1	79.5	71.9	74.3
総収支比率(法適用) (%)	109.2	108.2	108.8	109.7	109.4	108.8	105.7	105.5	113.0	113.8
経常収支比率(法適用) (%)	101.8	107.4	107.7	109.3	108.3	109.0	105.8	105.6	113.1	113.9
営業収支比率(法適用) (%)	120.4	118.1	117.5	116.5	114.6	112.3	106.7	106.2	113.6	114.9
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)										
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)										
繰入金比率	収益的収入分 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	うち基準内繰入金 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	うち基準外繰入金 (%)									
	資本的収入分 (%)	0.4	0.7	0.0	0.0	1.0	0.6	0.2	0.1	0.2
	うち基準内繰入金 (%)	0.4	0.7	0.0	0.0	1.0	0.6	0.2	0.1	0.2
	うち基準外繰入金 (%)									

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

- (1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)
 - ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100
 - イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100
 - (2) 総収支比率 (%)＝総収益／総費用×100
 - (3) 経常収支比率 (%)＝経常収益／経常費用×100
 - (4) 営業収支比率 (%)＝(営業収益－受託工事収益)／(営業費用－受託工事費用)×100 (病院事業にあつては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)
 - (5) 累積欠損金比率 (%)＝累積欠損金／(営業収益－受託工事収益)×100
 - (6) 収益的収支比率 (%)＝総収益／(総費用＋地方債償還金)×100
 - (7) 繰入金比率 (%)＝収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金)／収益的収入 (又は資本的収入)×100
- 2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記入すること。
- (1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法
 - ・料金回収率 (%)＝供給単価※1／給水原価※2×100
 - ※1 供給単価 (円/㎡)＝給水収益／年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)
 - ※2 給水原価 (円/㎡)＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ)))／年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)
 - 但し、簡易水道事業については下記によるものとする。
 - ア 地方公営企業法適用企業の場合＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金)／年間総有収水量
 - イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝(総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金)／年間総有収水量
 - (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法
 - ・使用料回収率 (%)＝使用料収入※／汚水処理費※×100
 - ※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された(又は報告すべき)数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるため、留意すること。
- 3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。
- 4 上記指標のうち(再掲)と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	用途別逓増制料金体系で、個々の給水に要する個別原価に基づき設定している。特に生活用水については、基本料金として低廉な設定をしている。料金収入は水需用の減少により、増加は見込めない。（給水人口及び有収水量はH23年度以降、毎年1%減少で設定。）
2 他会計繰入金の見込み	総務省通知の地方公営企業繰り出し基準に基づく。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	平成21年度～平成27年度の7箇年継続事業である、第5次水道施設整備事業（総事業費38億円）を実施中。自己財源で賄えない分については、企業債の発行を予定。企業債の限度額は総事業費の50%に設定。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

- ① 料金設定の考え方、料金収入の見込み
現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。
 - ② 他会計繰入金の見込み
他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。
 - ③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み
大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。
 - ④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの
収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。
- 2 病院事業にあっては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
○ 定員管理	②	市全体で、平成21年度新たに策定した市財政健全化計画において、平成25年度までの5年間で5%削減する目標を掲げました。すなわち、平成21年4月1日時点で664人の職員数を平成26年4月1日には629人以下へと純減を図ることとします。 水道事業においては、H22.4.1現在職員数は36名であり、平成22年度以降の5年間で16名が定年退職となります。水道事業の継続・危機管理の点からも、これ以上の職員削減は考えにくく、平成22年度～平成26年度についても、職員数は36名とします。
○ 給与のあり方	①	地域手当等諸手当の見直しや適正な給与制度の運用を通じて、人件費の抑制に取り組めます。
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方	①	給与構造の見直しは、既に平成18年度に実施しました。また、地域手当については、H22.4.1に国支給率6%としました。住宅手当の一律支給分(9,000円)については、平成20年度より順次見直し、H23.4.1には全廃します。
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	①	平成19年7月9日付け総務省通知「技能労務職員等の給与等の総合的な点検の実施について」を踏まえ、技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針について、平成20年度に策定及び公表済みです。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	①	H17.4.1に廃止済みです。また、退職手当の構造見直しについては、平成21年度より実施しています。
◇ 福利厚生事業のあり方	①	市町村健康保険組合については、H22.11.30に解散し、大阪府市町村共済組合に統合します。
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	①	工事の計画・設計・発注方法の見直しによる工事コストの縮減を考えていますが、改善額は算出できません。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用		料金関連委託業務、浄水場運転管理委託業務の契約更新に伴う委託業務範囲の拡大等が考えられますが、改善額は算出できません。

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組		
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開		<p>現在、予算執行状況等や予算、決算の概要を年報、市広報誌及びホームページにて公表しています。また、市財政担当課により、財政健全化計画の取組結果を広報誌等に掲載しているほか、各種資料を情報公開コーナーに配架しています。今後も市民にとってわかりやすく、即時性のある情報を、多様な媒体を通じて提供していきます。</p>
○ 行政評価の導入		<p>市の平成18・19年度における事務事業評価の試行を経て、平成20年度に本格実施しました。平成21年3月末に、評価事業数 512 事業（水道事業14事業）について、評価結果を報告書にまとめ、庁内配信しました。平成21年度においては、20年度の評価結果を市民に公表しました。平成22年度においては、全庁的な視点による評価が必要な事務事業について、市長を本部長とする行財政改革推進本部による再評価を実施し、その結果を財政健全化に結び付けていきます。</p>
4 その他		

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、IIに付した課題番号を「IIの課題番号」欄に記入すること。

2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。

3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。

4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じることとしている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。

5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 経常経費の見直し	地域手当等諸手当の見直しや適正な給与制度の運用を通じて、人件費の抑制に取り組みます。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	繰越欠損金は平成11年度以降ありません。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	基準外繰出しはありません。
4 その他	

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業【延長計画策定団体】

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

区分	課題	目標又は実績	平成18年度 (当初計画前年度)	平成19年度 (当初計画初年度)	平成20年度 (当初計画第2年度)	平成21年度 (当初計画第3年度) (延長計画前年度)	平成22年度 (当初計画第4年度) (延長計画初年度)	平成23年度 (当初計画第5年度) (延長計画2年度)	当初計画合計	平成24年度 (延長計画3年度)	平成25年度 (延長計画4年度)	平成26年度 (延長計画5年度)	延長計画合計
	累積欠損金 比率	当初計画の目標値 (実績値)											
		延長計画の目標値											
		企業債現在 高		3,826	2,884	2,709	2,531	2,530	2,370				
		延長計画の目標値			2,884	2,709	2,531	2,530	2,370		2,005	2,237	2,370

当初計画に計上した施策に係る改善効果額	【収入の確保】													
		料金改定率												
		改善効果額(料金の適正化)												
		未収金の徴収対策												
		改善効果額												
		一般会計負担金の額												
		改善効果額(負担金の確保等)												
	4	資産の有効活用(資金運用)			2	2	2	2	2	10				
		改善効果額(収入増額)												
		その他()												
		改善効果額												
	【経費の削減】													
	1	職員給与と費の適正化①												
		職員給与と費(退職手当以外)	355	335	335	334	333	333						
		改善効果額		20	20	21	22	22	105					
	給与水準													
	改善効果額													
	その他()													
	改善効果額													
	維持管理費等													
	改善効果額(適正化)													
	工事コスト													
	改善効果額(縮減額)													
4	その他(臨時職員の削減)			5	5	5	5	5	25					
	改善効果額													
									当初計画改善効果額 合計	140				
									(参考)当初計画補償金免除額(旧資金運用部資金)	86				

延長計画に計上した施策に係る改善効果額	【収入の確保】													
		料金改定率												
		改善効果額(料金の適正化)												
		未収金の徴収対策												
		改善効果額												
		一般会計負担金の額												
		改善効果額(負担金の確保等)												
	4	資産の有効活用(資金運用)												
		改善効果額(収入増額)												
		その他()												
		改善効果額												
	【経費の削減】													
	1	職員給与と費の適正化②												
		職員給与と費(退職手当以外)									4	4	4	12
		改善効果額												
	給与水準													
	改善効果額									4	4	4	12	
	その他()													
	改善効果額													
	維持管理費等													
	改善効果額(適正化)													
	工事コスト													
	改善効果額(縮減額)													
	その他()													
	改善効果額													

注1 「課題」欄については、「1」主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

2 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。

3 「普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額 C」欄については、当該会計における経営改革の改善効果額が当該会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること(ただし、加算できる改善効果額は、普通会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る場合に限る。)

延長計画改善効果額 合計 A	12
延長期間が2年以下の場合に加算する改善効果額 B	0
普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額 C	114
A+B+C	126
<参考>延長計画補償金免除額(旧資金運用部資金)	126

(1) 水道事業【延長計画策定団体】(つづき)

② 経営状況

	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	118	118	119	117	116	117	117	117	116	116
年間総有収水量 (千 m^3)	13,283	13,220	13,194	13,016	12,907	12,811	12,892	12,777	12,696	12,616
公称施設能力 (m^3 /日)	58,500	58,500	58,500	58,500	58,500	58,500	58,500	58,500	58,500	58,500
1日最大配水量 (m^3 /日)	44,433	45,226	42,179	43,570	41,951	43,000	43,000	43,000	43,000	43,000
最大稼働率 (%)	76.0	77.3	72.1	74.5	71.7	73.5	73.5	73.5	73.5	73.5
供給単価 (円/ m^3)	170	169	169	168	168	168	170	170	170	170
給水原価 (円/ m^3)	163	164	163	160	159	162	168	171	158	156

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記入すること。

--

V 繰上償還に伴う行政改革推進効果【延長計画策定団体】

1 主な課題と取組及び目標

課題	取組及び目標
1 経常経費の見直し	
2 公債費負担の健全化（地方債発行の抑制等）	
3 公営企業会計に対する基準外繰出しの解消	
4 その他	

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」又は「財政再生計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

- 2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は財政健全化法に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。
3 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標

（単位：百万円）

区分	課題	項目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	当初計画合計	平成24年度	平成25年度	平成26年度	延長計画合計	
			(当初計画前年度)	(当初計画初年度)	(当初計画第2年度)	(当初計画第3年度)	(当初計画第4年度)	(当初計画第5年度)		(延長計画3年度)	(延長計画4年度)	(延長計画5年度)		
当 初 計 画 に 計 上 し た 施 策 に 係 る 改 善 効 果 額	実 費 比 率 公 債	当初計画の目標値												
		(実績値)												
		延長計画の目標値												
		(実績値)												
	地 方 高 債 現	当初計画の目標値												
		(実績値)												
		延長計画の目標値												
		(実績値)												
		人件費の削減①	5257	5226	4966	4771	4652	4532						
		改善効果額		31	291	486	605	725	2138					
	〇〇〇	改善効果額												
	〇〇〇	改善効果額												
	〇〇〇	改善効果額												
当初計画改善効果額 合計									2,138					
＜参考＞当初計画補償金免除額（旧資金運用部資金）									2					

延 長 計 画 に 計 上 し た 施 策 に 係 る 改 善 効 果 額		人件費の削減②											
		改善効果額								60	60	60	180
		〇〇〇	改善効果額										
		〇〇〇	改善効果額										
		〇〇〇	改善効果額										
		〇〇〇	改善効果額										

延長計画改善効果額 合計 A			180
延長期間が2年以下の場合に加算する改善効果額 B			0
A+B C			180
Cのうち公営企業会計加算分 D			114
(Dの内訳) 水道事業会計への加算額			114
C-D			66
＜参考＞補償金免除額（旧資金運用部資金）			今回繰上償還無し

注1 歳出削減策のみならず、歳入確保策についても幅広く検討の上、記入すること。

2 「課題」欄については、「1 主な課題と取組及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

3 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。

4 「Cのうち公営企業加算分 D」欄については、平成19年度から平成21年度までの間に当該団体の公営企業会計において公的資金補償金免除繰上償還の適用を受け、平成22年度以降に引き続き当該公営企業会計において公的資金補償金免除繰上償還の適用を受ける場合であって、当該公営企業会計における経営改革の改善効果額が当該公営企業会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること（ただし、公営企業会計に加算できる改善効果額は、普通会計に係る改善効果額が旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る部分に限る。）。